

寒川町地域担当職員制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、寒川町自治基本条例(平成 18 年条例第 32 号)に掲げる自治の基本理念に則り、町民と町が自治の担い手としてそれぞれの責任を果たしながら連携して協働のまちづくりを進めるため地域担当職員を配置し、もって住みよい地域づくりに資することを目的とする。

(地域担当職員)

第 2 条 町長は、管理職手当を受けるべき職を占める職員のうちから、地域担当職員を任命し、次項に定める地区ごとに配置するものとする。この場合において、配置する職員は、別に定める。

2 地域担当職員として配置する地域の区分、各地域に属する自治会及び各地域に配置する地域担当職員の人数は、次の表のとおりとする。

地域区分	自治会名	配置人数
南部地区	田端 一之宮東 一之宮西 一之宮北第 1 一之宮北第 2 一之宮ソフィア 中瀬 筒井 大曲	18 人以上
中部地区	岡田東 岡田西 新町 越の山住宅 岡田もくせいハイツ 県営寒川もくせいハイツ第二 菅谷台 大蔵 小谷 新橋アパート宮山南部	22 人以上
北部地区	小動 宮山 倉見	6 人以上

3 地域担当職員として配置する地域の配置期間は 1 年とする。ただし再配置は妨げない。

(地域担当職員の職務)

第 3 条 地域担当職員は、次の職務を行うものとする。

- (1) 担当地域の会議等に参加し、地域の実情、課題及び要望を把握すること。
- (2) 担当地域に必要な行政情報を提供すること。
- (3) 担当地域の活動に関する庁内関係部課との連絡調整を行うこと。
- (4) その他この制度の目的を達成するために必要な事項

2 地域担当職員は、住民等の個人的な要望又は苦情の処理その他地域担当職員の職務としてふさわしくない行為を行なってはならない。

(連絡会議の設置)

第 4 条 地域担当職員相互の調整を図るため、地域担当職員連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 連絡会議は、副町長及び地域担当職員のうち部長の職にある職員をもって構成する。

3 会議は、副町長が招集し、その議長となる。

4 副町長は、必要があると認めるときは、連絡会議の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(報告)

第 5 条 地域担当職員がその職務を行った場合は、地域担当職員活動報告書(別記様式)により町長に報告しなければならない。

(庶務)

第 6 条 地域担当職員に関する庶務は、協働文化推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の際、最初に任命する地域担当職員の任期は、第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、当該任命の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

別記様式(第 5 条関係)

地域担当職員活動報告書

年 月 日

寒川町長様

地域担当職員名

印

参加した職員氏名	
担当自治会	
会議名等	
開催場所	
開催日時	
参加者数	
会議の内容及び 処理・対応等	